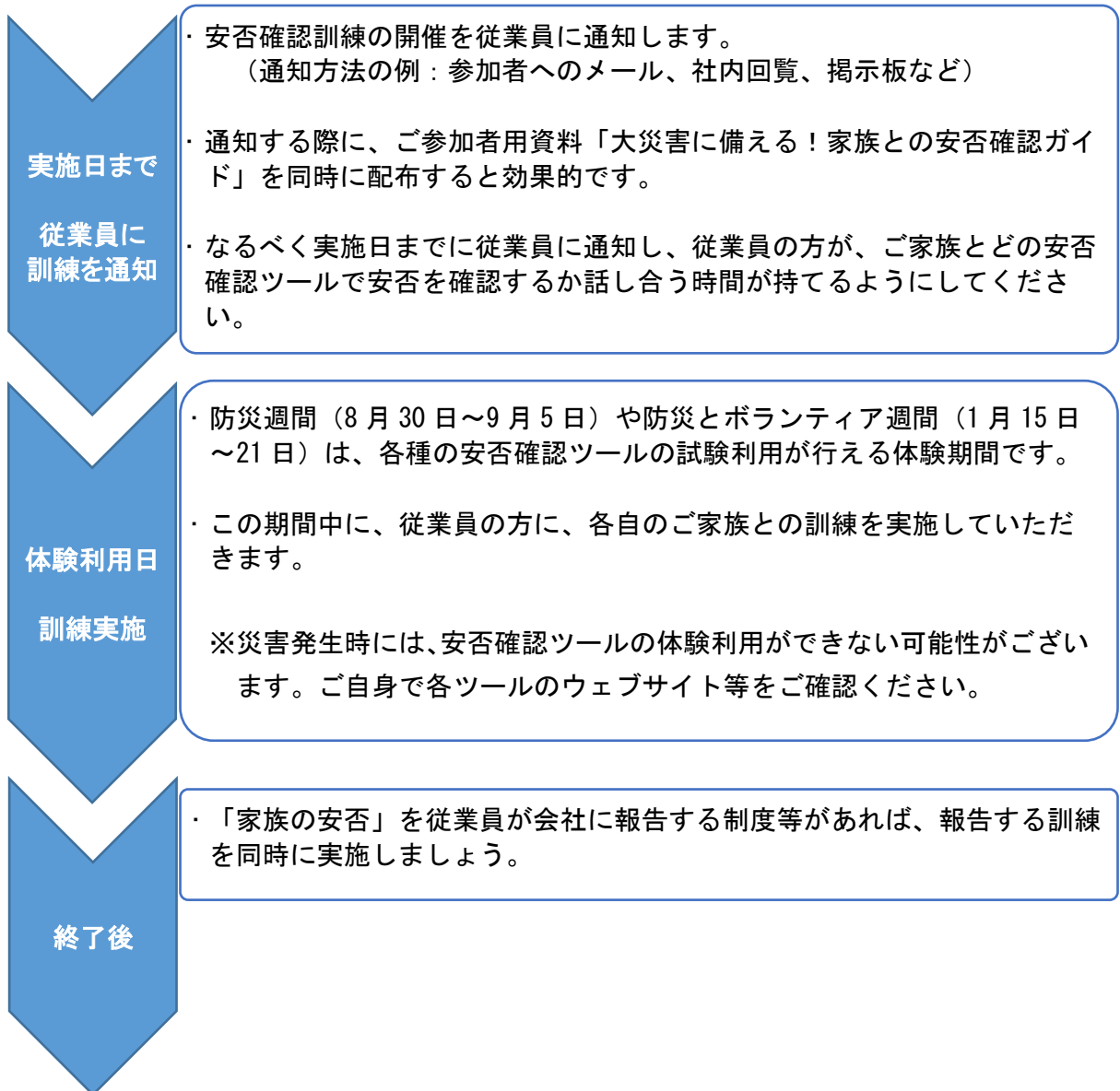


実施目的： 東京都の「帰宅困難者対策条例」（2013年4月施行）では、災害発生時に従業員が家族の安否を心配せずに、安心して自社施設内に待機できるよう、「従業員への安否確認手段の周知」を事業者の努力義務の一つとしています。
本訓練の実施により、従業員への安否確認手段の周知を図ることができます。また、従業員の安全・安心を担保する本訓練の実施は、貴社の事業継続の観点からも、自社の災害対応力を強化することにつながります。

実施スケジュール：



以上